



平成二十四年七月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する

支  
付  
金  
額  
×  
$$\frac{0.18}{100} \times 1$$

(二) え、次の算式により算出した  
金額を第十五号に規定する期  
日に払い込むこととする。  
額面金額の総額 ×  $\frac{0.18}{100}$  ×  $\frac{1}{365}$   
発行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収される  
ものとして振替口座簿中の口  
座に記載又は記録されるもの  
については、前記(一)の算式によ  
り算出した金額から当該金額  
に百分の二十を乗じた金額（  
ただし、当該国債を発行時に  
おいて取得する者が非居住者  
である場合には、前記(一)の算式  
により算出した金額に当該非  
居住者が適用を受ける所得税  
の税率を乗じた金額に当該非  
居住者を控除

の 中 払 払 償 償  
取 途 込 込 還 還  
扱 換 場 期 金 期  
い 金 所 日 額 限

(一) 利子を支払う。  
平成二十七年一月十五日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行の本店又は支店  
中途換金の買取りは、平成二十  
五年一月十五日以後において行  
うこととし、その後ににおいて行  
次に区分に応じ、その買取金額は、  
式により算出した金額とする。  
平成二十五年一月十五日から

までの間の場合  
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 利子に相当する金額 ×  $\frac{8.0}{100}$  × 2 - 受入経過利子に相当する金額 )  
なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十六年六月十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄についても同じ。（次号において同じ。）。

## 中途換金の特例

額面金額 × 0.18  
100

初期利子支払期の6カ月前の日から発行日までの日数

365

廿五十五年七月十五日以後の繰合額面金額十経過利子に相当する金額一利子に相当する金額  
 $\times \frac{80}{100} \times 2$

する」とがであるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算定した額とする。

(一) 平成二十四年七月十五日から平成二十九年一月十五日以前の間の場合は  
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 利子に相当する金額  $\times \frac{8.0}{100}$  + 経過利子に相当する金額 )

(二) 平成二十四年七月十五日以後の場合は  
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 経過利子に相当する金額 )